【表紙】

【提出書類】	**有価証券届出書**
【提出先】	**関東財務局長**
【提出日】	**2022年6月10日**
【発行者名】	**ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社**
【代表者の役職氏名】	**代表取締役社長　髙村　孝**
【本店の所在の場所】	**東京都港区虎ノ門一丁目23番1号**
【事務連絡者氏名】	**菅野　真人**
【電話番号】	**03-4530-7171**
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	**米国株式インデックス・ファンド**
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	**5,000億円を上限とします。**
【縦覧に供する場所】	**該当事項はありません。**

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

米国株式インデックス・ファンド
（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
委託会社の依頼により、信用格付業者から提供もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。
収益分配金の再投資を行う場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

※基準価額とは、信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては１万口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、販売会社（後記「(8)申込取扱場所」をご参照ください。）にてご確認いただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「米国株」として掲載されます。
委託会社に対する照会は下記においてできます。
＜照会先＞
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
電話番号　03－4530－7333
（受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時）
ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

（5）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。ただし、つみたてNISAにて購入する場合は、購入時手数料はありません。つみたてNISAは2018年1月1日以降の非課税累積投資契約にかかる非課税措置です。申込手数料には消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2022年6月11日から2023年6月9日まで

※当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細については、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の＜照会先＞までお問い合わせください。

（９）【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（詳細については、販売会社にお問い合わせください。）までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込みを受付けた販売会社とします（前記「(8)申込取扱場所」をご参照ください。）。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

① 申込証拠金

該当事項はありません。

② 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは

- **ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。**
- **ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。**

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 当ファンドは、米国の株式を投資対象としたマザーファンド受益証券に投資することにより、中長期的にS&P500指数（円ベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、１兆円を限度として信託金を追加できるものとします。また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型 **追加型**	国　内 **海　外** 内　外	**株 式** 債 券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合	**インデックス型** 特殊型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■　当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・ 追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	**年１回** 年２回 年４回	グローバル 日本 **北米**	**ファミリーファンド**	あり	日経 225
債券 一般 国債 社債	年６回 （隔月）	欧州 アジア		（　）	

その他債券 クレジット属性 （　）	年12回 （毎月）	オセアニア			TOPIX
	日々	中南米			
不動産投信			ファンド・ オブ・ファンズ	なし	
	その他 （　）	アフリカ			その他 （S&P500指数（円ベース））
その他資産 （投資信託証券 （株式　一般））					
		中近東 （中東）			
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型		エマージング			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■　当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式　一般））	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。
決算頻度	年１回	目論見書又は信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	北米	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象 インデックス	その他 （S&P500指数（円ベース））	「その他」とは日経２２５またはＴＯＰＩＸにあてはまらない全てのものをいいます。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

④ファンドの特色

1　米国株式インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式に投資します。
※マザーファンド受益証券については、「投資対象とするマザーファンドの概要」をご覧ください。

2　S&P500指数（円ベース）をベンチマークとします。
※S&P500指数は、米国株式の代表的な500銘柄で構成される株価指数であり、S&P500指数（円ベース）を当ファンドおよび投資対象とするマザーファンドのベンチマークとします。
投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

3　当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。
※ファミリーファンド方式については、「ファンドの仕組み」をご覧ください。

4　実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
※投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。

投資対象とするマザーファンドの概要

米国株式インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、S&P500指数(円ベース)の動きに連動した投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	米国の取引所に上場されている株式(これに準ずるものを含みます。)
投資態度	・S&P500指数(円ベース)をベンチマークとします。 ・株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ベンチマーク(オリジナル指数)

S&P 500®(S&P500指数)

「S&P 500®」は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスが、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(「SSGA」)に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。指数に直接投資することはできません。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」)によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS&P 500®の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。S&P 500®に関して、S&P Dow Jones IndicesとSSGAとの間にある唯一の関係は、当指数とS&P Dow Jones Indicesおよび／またはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および／または商標名のライセンス供与です。S&P 500®はSSGAまたは当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indices によって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P 500®の決定、構成または計算においてSSGAまたは当ファンドの所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの価格および数量、または当ファンドの発行または販売のタイミングの決定、もしくは場合によっては当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して、責任を負わず、またこれに関与したこともありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P 500®に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供する保証はありません。 S&P Dow Jones Indices LLCは投資または税務の顧問会社ではありません。 免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会社に相談してください。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。
S&P Dow Jones Indicesは、S&P 500®またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indicesは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくはS&P 500®を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、SSGA、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indicesは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesのライセンサーを除き、S&P Dow Jones IndicesとSSGAとの間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

（2）【ファンドの沿革】

2017年9月29日　投資信託契約締結、設定、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

① 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。

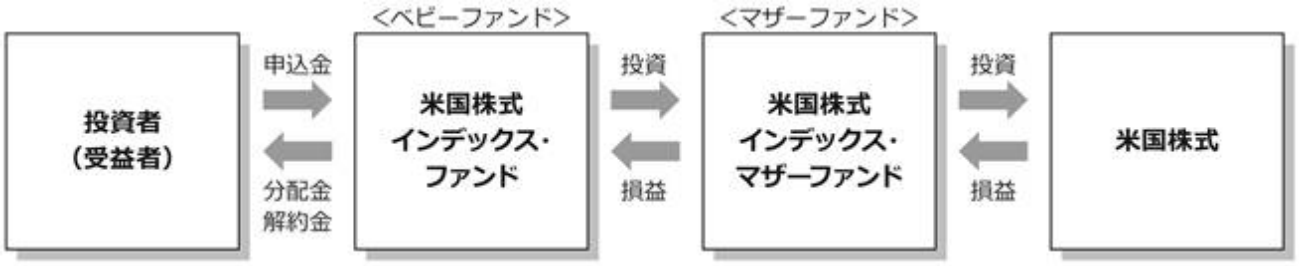

※マザーファンドには、当ファンド以外にも、当該マザーファンドに投資する他のファンド（ベビーファンド）があります。

② ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）

委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

2) 三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

3) 販売会社

販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。

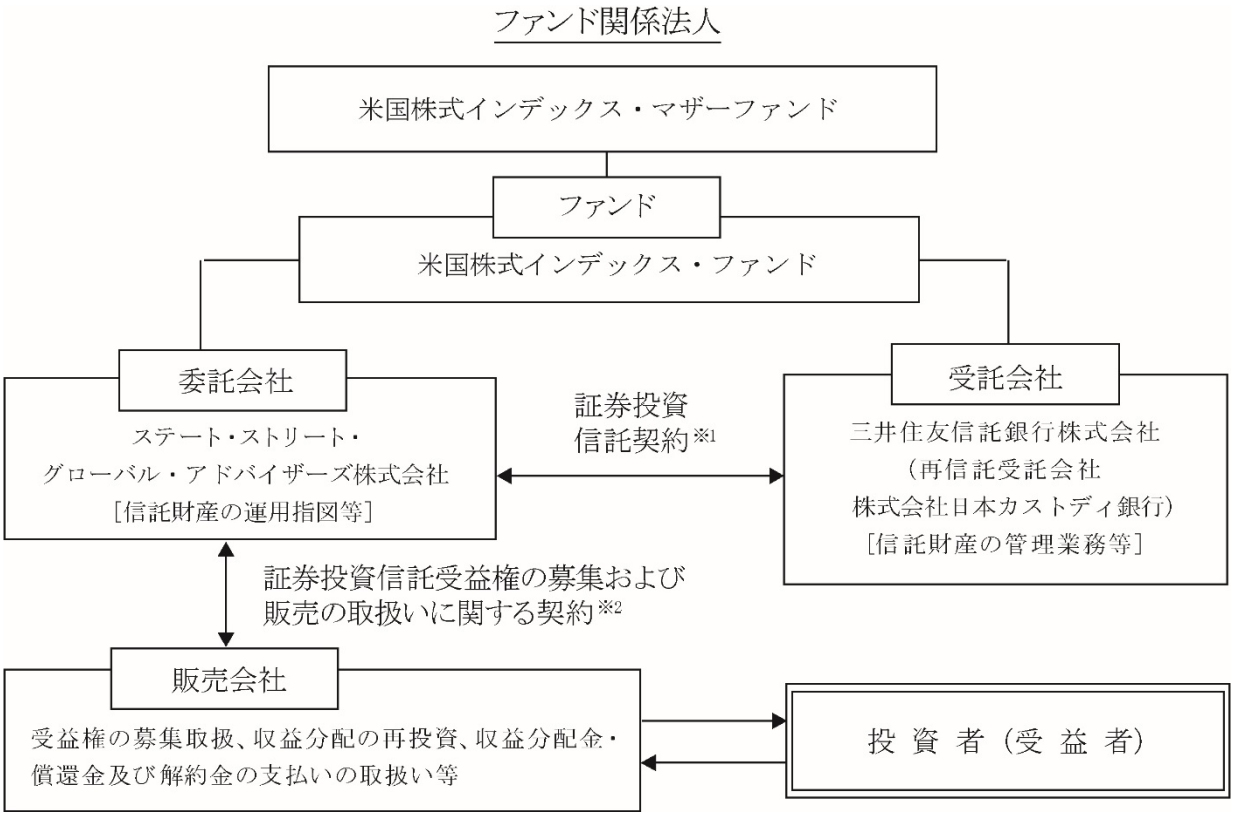

※1　証券投資信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項ならびに信託の元本および収益の管理ならび運営に関する事項等が定められます。

なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが証券投資信託契約を締結することにより成立します。証券投資信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

※2　証券投資信託受益権の募集および販売に関する契約
販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

③ 委託会社の概況（本書提出日現在）

1) 資本金の額

3億1千万円

2) 沿革

1998年 2 月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
1998年 3 月31日	投資顧問業の登録
1998年 8 月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年 9 月30日	投資一任契約に係る業務の認可
1998年 9 月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
2007年 9 月30日	金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第345号）
2008年 7 月 1日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー	6,200株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

当ファンドは､マザーファンドへの投資を通じて、実質的に米国の証券取引所上場株式（これに準ずるものを含む）に投資を行い、中長期的にS&P500指数（円ベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行う事を基本とします。

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

① S&P500指数（円ベース）をベンチマークとします。
※ベンチマークは、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出したものです。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

③ 外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記（5）②の3）4）5）に定めるものに限ります。以下同じ。）を行うことができます。

⑤ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

⑥ 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

⑦ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（2）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1) 有価証券
2) デリバティブ取引に係る権利
3) 金銭債権
4) 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

1) 為替手形

② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「米国株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証書
2) 国債証券
3) 地方債証券
4) 特別の法律により法人の発行する債券
5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10) コマーシャル・ペーパー
11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）から11）までの証券または証書の性質を有するもの
13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17) 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20) 外国の者に対する権利で19）の有価証券の性質を有するもの

21) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

22) 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1）の証券または証書、12）および17）の証券または証書のうち1）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2）から6）までの証券ならびに12）および17）の証券または証書のうち2）から6）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）の証券および14）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

④ 上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下同じ。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 上記⑤において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（３）【運用体制】

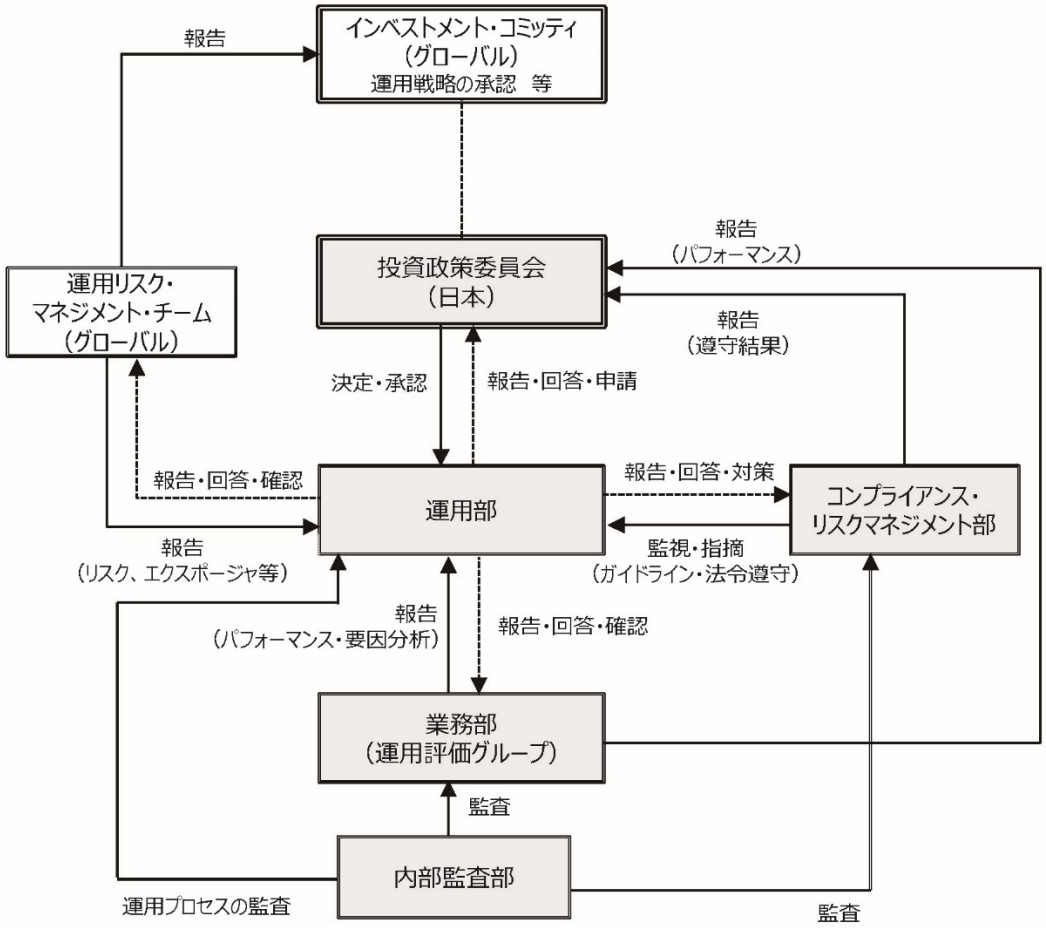

委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理・運用を行っています。
運用モデル／プロセスは基本的に、グループ会社、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー（所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市）を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。
ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することない安定した運用体制となっています。
運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務部の代表等により構成されています。投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。
グローバルには、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ（SSGA）のグローバル組織である運用リスク・マネジメント・チームが、ポートフォリオの運用リスクモニタリングを定期的に行っています。当チームは運用チームとは独立した組織で、SSGAグローバルのチーフ・リスク・オフィサーに直接報告を行っており、ポートフォリオが顧客のガイドラインや運用戦略に即したリスクをとっているか、また目標リターンに見合ったリスクをとっているか、リスクに対する寄与が意図したエクスポージャーによるものか否か等、運用戦略の中身に実質的にフォーカスしたかたちでモニタリングを行い、その結果は継続的に運用担当チームにフィードバックされています。
当チームが行った戦略代表口座の分析結果は、インベストメント・コミッティ（グローバル）およびグローバルの運用戦略責任者によってレビューされています。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として3月10日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

① 分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。

② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

＜収益分配金に関する留意事項＞

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（５）【投資制限】

① 信託約款の「運用の基本方針」に定める主な投資制限

1）マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。

2）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質投資割合には制限を設けません。

3）外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

4）投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

5）デリバティブ取引は、後記②の3）4）5）の範囲で行います。

6）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

1）投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証

券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

2）信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 上記(a)の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(d) 上記(b)においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(e) 委託会社は、上記(a)の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3）先物取引等の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。以下同じ。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

4）スワップ取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。

(d) 上記(c)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

(f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

5）金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6）有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。

(b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

7）公社債の空売りの指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 上記(a)の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

8）公社債の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) 上記(a)の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) 上記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

9）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10）外国為替予約取引の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b) 上記(a)の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(c) 上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(d) 上記(a)および(b)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11）デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 法令に基づく投資制限

1）同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

2）デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）「米国株式インデックス・マザーファンド」の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「米国株式インデックス・マザーファンド」の概要は、以下の通りです。

(1) 投資方針

この投資信託は、主として米国の証券取引所上場株式（これに準ずるものをみます。）を主要投資対象とし、S&P500指数に連動する投資成果を目指して運用を行う事を基本とします。

主として米国の証券取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

① S&P500指数をベンチマークとし、そのベンチマークに連動した投資成果をめざして運用を行います。

② 株式の組入率は、原則として高位を維持します。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

⑤ 信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

⑥ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

⑦ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限ります。）

(c) 金銭債権

(d) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証書
2) 国債証券
3) 地方債証券
4) 特別の法律により法人の発行する債券
5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10) コマーシャル・ペーパー
11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
21) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。

なお、1）の証券または証書、12)および17）の証券または証書のうち1）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2）から6）までの証券ならびに12）および17)の証券または証書のうち2）から6）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）および14）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1) 預金
2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3) コール・ローン
4) 手形割引市場において売買される手形

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
⑥ 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 主な投資制限
① 株式への投資割合には制限を設けません。
② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑤ デリバティブ取引は、信託約款第18条、第19条および第20条の範囲で行います。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
⑦ デリバティブ取引等にかかる投資制限
委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に米国の株式に投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があり、その運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。
したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
なお、投資信託は預貯金とは異なります。
当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

① 株価変動リスク
当ファンドは、米国の株式を実質的な投資対象としていることから、株式の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。したがって、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。
② 信用リスク

当ファンドは、米国の株式を実質的な投資対象としていることから、株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。したがって、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する株式の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

なお、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合（マザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む）にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、金融商品取引の相手方や受託者の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

③ 為替変動リスク

当ファンドの実質的な投資対象である米国の株式は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。一般に、主な為替相場の変動要因としては、金利変動、中央銀行等による政策金利の変更または為替介入、政治的要因等があります。

④ 流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があり、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

⑤ 投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国（投資対象国）における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑥ デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は、価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益又は損失の増加又は減少の生じるおそれをいう。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

⑦ パッシブ運用のリスク

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマーク（参考指数）とするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネージャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

マザーファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当

該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

⑧ ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(3) リスク管理体制

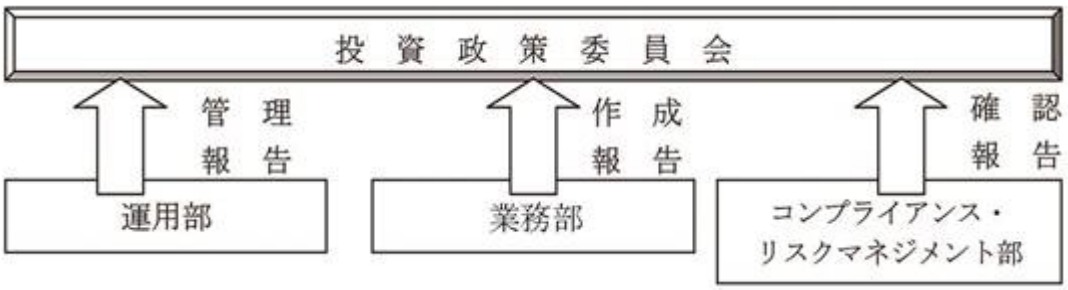

運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは信託約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

上記リスクに対する管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

<ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>

<ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>

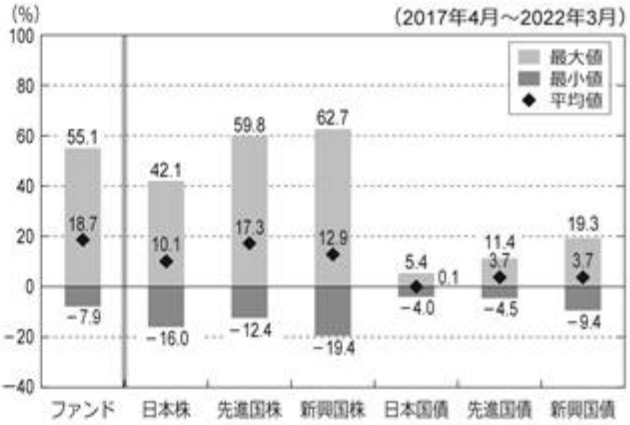

・上記の左グラフは、各月末におけるファンドの年間騰落率(ベンチマークの年間騰落率を含みます。)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、ファンドの年間騰落率はベンチマークの年間騰落率(2017年4月～ 2018年8月)を含みます。
・上記の右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
・代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。
※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

① 申込手数料（購入時手数料）は、取得申込受付日（購入申込受付日）の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。ただし、つみたてNISAにて購入する場合は、購入時手数料はありません。つみたてNISAは2018年1月1日以降の非課税累積投資契約にかかる非課税措置です。
※購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の事務等の対価です。

② 「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の購入時手数料は、無手数料とします。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に年率0.495%（税抜0.45%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日および毎計算期末（当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支払います。

＜信託報酬率の配分（税抜）＞

支払先	信託報酬率（年率）	役務の内容
委託会社	0.20%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.22%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※消費税等相当額は、消費税および地方消費税に相当する金額です。

（4）【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

④ ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引、オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。
信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

上記のほか、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。

その他の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

※上記（1）～（4）の当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われ、日本の居住者（法人を含みます。）である受益者については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資者に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。また、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度（NISA）、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、当ファンドは「非課税累積投資契約にかかる非課税措置」（つみたてＮＩＳＡ）の適用対象です。詳しくは、販売会社にお問い合せください。

◆法人の投資者に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収※が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

＜注1＞個別元本について

① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

＜注2＞収益分配金の課税について

① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2022年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（2022年3月31日現在）

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	29,557,837,052	100.00
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		1,152,530	0.00
純資産総額		29,558,989,582	100.00

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

＜参考情報＞

親投資信託受益証券（米国株式インデックス・マザーファンド）

（2022年3月31日現在）

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率(%)
株式	アメリカ	36,039,611,429	91.49
投資証券	アメリカ	974,629,495	2.47
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		2,379,360,938	6.04
純資産総額		39,393,601,862	100.00

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2022年3月31日現在）

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量（口）	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	米国株式インデックス・マザーファンド	―	6,543,253,061	3.9994	26,169,362,572	4.5173	29,557,837,052	100.00

（注１）投資有価証券は1銘柄です。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	―	100.00
合　計		100.00

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

＜参考情報＞

親投資信託受益証券（米国株式インデックス・マザーファンド）

①　投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（2022年3月31日現在）

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量（株）	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)

1	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	120,527	19,950.14	2,404,531,495	21,757.27	2,622,338,517	6.66
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	58,271	35,392.22	2,062,340,130	38,413.32	2,238,382,884	5.68
3	アメリカ	株式	AMAZON COM INC	小売	3,404	344,229.27	1,171,756,439	407,071.58	1,385,671,684	3.52
4	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	6,512	105,611.82	687,744,203	133,893.43	871,914,055	2.21
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	2,338	326,979.21	764,477,416	347,437.05	812,307,846	2.06
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	2,161	328,036.31	708,886,486	349,165.20	754,546,012	1.92
7	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	19,443	28,411.68	552,408,481	33,889.79	658,919,206	1.67
8	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	14,228	39,947.46	568,372,501	43,767.88	622,729,509	1.58
9	アメリカ	株式	META PLATFORMS, INC-A	メディア・娯楽	17,986	24,373.14	438,375,300	27,886.56	501,567,695	1.27
10	アメリカ	株式	UNITED HEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	7,318	59,572.93	435,954,741	63,743.15	466,472,443	1.18
11	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	20,448	20,766.59	424,635,309	21,980.02	449,447,451	1.14
12	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	23,017	16,380.39	377,027,628	17,200.69	395,908,295	1.01
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	12,901	24,561.16	316,863,651	27,409.24	353,606,611	0.90
14	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	18,635	18,216.41	339,462,869	18,895.79	352,123,085	0.89
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	32,954	10,102.63	332,922,204	10,253.83	337,904,852	0.86
16	アメリカ	株式	HOME DEPOT	小売	8,128	38,962.13	316,684,233	37,752.41	306,851,664	0.78
17	アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	15,005	20,316.10	304,843,164	20,253.09	303,897,723	0.77
18	アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	ソフトウェア・サービス	6,717	40,303.49	270,718,571	44,334.55	297,795,196	0.76
19	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	55,395	5,033.78	278,846,590	5,262.76	291,531,144	0.74
20	アメリカ	株式	PFIZER	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	43,694	6,007.75	262,502,768	6,418.13	280,433,842	0.71
21	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	13,728	18,288.21	251,060,665	20,041.36	275,127,824	0.70
22	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	3,208	73,168.40	234,724,229	77,239.10	247,783,049	0.63
23	アメリカ	株式	DISNEY (WALT) CO NEW	メディア・娯楽	14,208	16,407.10	233,112,184	17,252.09	245,117,757	0.62
24	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	食品・生活必需品小売り	3,450	64,833.74	223,676,430	70,554.16	243,411,863	0.62
25	アメリカ	株式	COCA-COLA CO	食品・飲料・タバコ	30,232	7,223.92	218,393,604	7,613.88	230,182,877	0.58
26	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	32,824	6,844.41	224,661,157	6,859.95	225,171,310	0.57
27	アメリカ	株式	THERMO ELECTRON CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3,063	66,630.05	204,087,869	72,840.40	223,110,171	0.57

28	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	10,752	19,301.50	207,529,800	20,556.62	221,024,825	0.56
29	アメリカ	株式	LILLY (ELI) & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6,175	32,337.24	199,682,472	35,479.63	219,086,759	0.56
30	アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	3,680	55,197.37	203,126,344	56,306.74	207,208,815	0.53

（注１）評価金額の上位30銘柄について記載しています。
（注２）投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。
（注３）2022年3月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（%）
株式	ソフトウェア・サービス	12.36
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.33
	メディア・娯楽	7.69
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.15
	小売	6.11
	半導体・半導体製造装置	5.67
	ヘルスケア機器・サービス	5.59
	資本財	4.97
	各種金融	4.92
	銀行	3.65
	エネルギー	3.63
	食品・飲料・タバコ	2.83
	自動車・自動車部品	2.64
	公益事業	2.54
	素材	2.45
	保険	1.94
	消費者サービス	1.75
	運輸	1.73
	家庭用品・パーソナル用品	1.41
	食品・生活必需品小売り	1.39
	電気通信サービス	1.15
	耐久消費財・アパレル	0.84
	商業・専門サービス	0.68
	不動産	0.07
	小　計	91.49
投資証券	－	2.47
合　計		93.96

（注１）投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。
（注２）2022年3月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

②投資不動産物件
該当する事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所等	買建／売建	通貨	数量	簿価金額(現地通貨)	評価金額(現地通貨)	評価金額(円)	投資比率(%)

株価指数先物取引	MINI S&P 500	シカゴ商業取引所	買建	アメリカ・ドル	86	18,905,833.26	19,762,800.00	2,418,769,092	6.14

（注１）投資比率は、純資産総額に対する当該取引の評価金額（2022年3月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています）の比率です。
（注２）先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。
（注３）先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】
①【純資産の推移】
2022年3月31日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間・月末		純資産総額（円）	１口当たりの純資産額（円）
第1期	（2018年 3月12日）	分配付：755,230,732 分配落：755,230,732	分配付：1.0599 分配落：1.0599
第2期	（2019年 3月11日）	分配付：1,601,493,703 分配落：1,601,493,703	分配付：1.0961 分配落：1.0961
第3期	（2020年 3月10日）	分配付：2,495,301,557 分配落：2,495,301,557	分配付：1.0342 分配落：1.0342
第4期	（2021年 3月10日）	分配付：6,857,461,233 分配落：6,857,461,233	分配付：1.5516 分配落：1.5516
第5期	（2022年 3月10日）	分配付：24,225,264,490 分配落：24,225,264,490	分配付：1.8443 分配落：1.8443
2021年 3月末日		7,298,039,184	1.6171
4月末日		8,244,232,721	1.6937
5月末日		8,962,247,505	1.7053
6月末日		10,157,715,843	1.7548
7月末日		11,073,133,554	1.7900
8月末日		12,142,978,884	1.8427
9月末日		13,008,201,564	1.8074
10月末日		14,811,464,593	1.9359
11月末日		16,966,032,328	1.9639
12月末日		20,513,755,355	2.0453
2022年 1月末日		21,004,350,963	1.8990
2月末日		23,160,959,675	1.8821
3月末日		29,558,989,582	2.0943

②【分配の推移】

計算期間		一口当たりの分配金
第1期	自2017年 9月29日 至2018年 3月12日	0.0000円
第2期	自2018年 3月13日 至2019年 3月11日	0.0000円
第3期	自2019年 3月12日 至2020年 3月10日	0.0000円
第4期	自2020年 3月11日 至2021年 3月10日	0.0000円

第5期	自2021年 3月11日 至2022年 3月10日	0.0000円

③【収益率の推移】

計算期間		収益率
第1期	自2017年 9月29日 至2018年 3月12日	6.0%
第2期	自2018年 3月13日 至2019年 3月11日	3.4%
第3期	自2019年 3月12日 至2020年 3月10日	△5.6%
第4期	自2020年 3月11日 至2021年 3月10日	50.0%
第5期	自2021年 3月11日 至2022年 3月10日	18.9%

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

（４）【設定及び解約の実績】

計算期間		設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	自2017年 9月29日 至2018年 3月12日	1,054,830,520	342,291,731	712,538,789
第2期	自2018年 3月13日 至2019年 3月11日	2,188,221,180	1,439,644,896	1,461,115,073
第3期	自2019年 3月12日 至2020年 3月10日	3,131,953,829	2,180,365,742	2,412,703,160
第4期	自2020年 3月11日 至2021年 3月10日	4,795,729,809	2,788,907,549	4,419,525,420
第5期	自2021年 3月11日 至2022年 3月10日	11,845,719,548	3,130,104,021	13,135,140,947

（注１）日本国外における設定、解約はありません。
（注２）第１期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

（参考情報）運用実績

（2022年3月31日現在）

基準価額・純資産の推移

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

<基準価額・純資産総額>

基準価額	20,943円
純資産総額	29,559百万円

分配の推移

決算期	分配金
第1期（2018年3月12日）	0円
第2期（2019年3月11日）	0円
第3期（2020年3月10日）	0円
第4期（2021年3月10日）	0円
第5期（2022年3月10日）	0円
設定来累計	0円

※分配金は１万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

（マザーファンドのデータを表示しています。）

<銘柄別投資比率>

	国／地域名	種類	銘柄名	投資比率
1	アメリカ	株式	APPLE INC	6.66%
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	5.68%
3	アメリカ	株式	AMAZON COM INC	3.52%
4	アメリカ	株式	TESLA INC	2.21%
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	2.06%
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	1.92%
7	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	1.67%
8	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1.58%
9	アメリカ	株式	META PLATFORMS, INC-A	1.27%
10	アメリカ	株式	UNITED HEALTH GROUP INC	1.18%

（注）投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各評価金額の比率で、上位10銘柄について記載しています。

<業種別投資比率>

	業種	投資比率
1	ソフトウェア・サービス	12.36%
2	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.33%
3	メディア・娯楽	7.69%
4	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.15%
5	小売	6.11%
6	半導体・半導体製造装置	5.67%
7	ヘルスケア機器・サービス	5.59%
8	資本財	4.97%
9	各種金融	4.92%
10	銀行	3.65%

（注）投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各評価金額の比率で、上位10業種について記載しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）

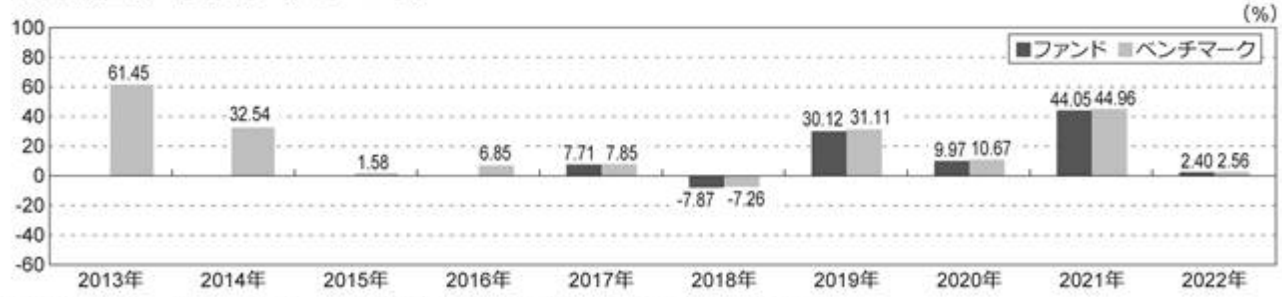

※2017年のファンドとベンチマークの年間収益率は設定日から年末までで算出しています。
※2022年のファンドとベンチマークの年間収益率は年初から3月末までで算出しています。
※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

1) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、当ファンドの取得申込みを行ってください。
2) 当ファンドには「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。その際、「分配金再投資コース」をお申し込みいただく方は、ご購入に際して、当ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（別の名称で同様の内容を有する契約を含みます。）を販売会社との間で結んでいただきます。ただし、「分配金再投資コース」を申し込まれた場合でも、分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することもできます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
3) 当ファンドの取得申込みの申込受付締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後３時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
4) 申込単位（購入単位）は、販売会社が定める単位にて受付けます。なお、１億円または１億口を超える大口の取得申込みには、制限を設けることがあります。
5) 取得申込価額（購入価額）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初自己設定は１口当たり１円）です。基準価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。基準価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 3) 基準価額の公表」をご参照ください。
6) 取得申込代金（購入代金）は、購入価額に取得申込の口数を乗じて得た金額に申込手数料（購入時手数料）および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額です。
7) 購入代金は販売会社が定める期日までにお支払いください。
8) 購入時手数料は前記「４ 手数料及び税金 (1) 申込手数料」をご参照ください。
9) 購入申込不可日は、原則として、米国の取引所または銀行の休業日に該当する日です。
10) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた受益権の取得申込の受付けを取り消すことがあります。
11) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。販売会社は、当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

２【換金（解約）手続等】

1) 受益者（当ファンドの受益権を取得した者）は、自己に帰属する受益権につき、取得申込みを行った販売会社を通じ、委託会社に一部解約の実行の請求を行うことにより、当ファンドを換金することができます。
2) 当ファンドの換金申込みの申込受付締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後３時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
3) 解約単位（換金単位）は、販売会社が定める単位にて受付けます。なお、１億円または１億口を超える大口の換金申込みには、制限を設けることがあります。
4) 解約価額（換金価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。換金価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。換金価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 3) 基準価額の公表」をご参照ください。

5) 信託財産留保額はありません。
6) 換金代金（換金価額に換金する口数を乗じて得た金額）は、原則として換金申込受付日から起算して５営業日目以降にお支払いします。
7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
8) 換金申込不可日は、原則として、米国の取引所または銀行の休業日に該当する日です。
9) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の換金申込の受付を中止することおよび既に受付けた受益権の換金申込の受付けを取り消すことがあります。
10) 換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、算出日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法*により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」）を、算出日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては１万口当りの価額で表示されます。

＊ 一部償却原価法とは、残存期間１年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額算出日の基準価額で評価します。ただし、上場している場合は、原則として、基準価額計算日の取引所の終値で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の取引所の終値で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） ②証券会社、銀行等の提示する価額 ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の終値等で評価します。

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社にてご確認いただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の紙面に、「米国株」として掲載されます。
委託会社に対する照会は下記においてできます。
＜照会先＞
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
電話番号　03－4530－7333
（受付時間：原則として委託会社の営業日午前９時～午後５時）
ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

（２）【保管】
該当事項はありません。

（３）【信託期間】
当ファンドの信託期間は無期限ですが、後記（５）の 1）2）3）5）の理由により信託は終了します。

（４）【計算期間】
1) 当ファンドの計算期間は、毎年3月11日から翌年3月10日までとすることを原則とします。
2) 上記1）の規定にかかわらず、上記1）の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は後記（５）の1）2）3）5）に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】
1) 信託契約の解約
(a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
(b) 委託会社は、上記（a）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
(c) 上記（b）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本（c）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
(d) 上記（b）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。
(e) 上記（b）から上記（d）までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にや

むを得ない事情が生じている場合であって、上記（b）から上記（d）までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

(a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(b) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記６）の規定にしたがいます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

(a) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 上記（a）の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記6）の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

(a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

(a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記6）の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6) 信託約款の変更等

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本6）に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(b) 委託会社は、上記（a）の事項（信託約款の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(c) 上記（b）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本（c）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。な

お、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d) 上記（b）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

(e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(f) 上記（b）から上記（e）までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(g) 上記（a）から上記（f）までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

7) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が前記「２換金（解約）手続等」に規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記1）に規定する投資信託の解約または上記6）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

8) 運用報告書の交付

毎決算時（毎年3月10日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成します。

(a) 交付運用報告書は、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付されます。

(b) 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（www.ssga.com/jp）に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、販売会社を通じて交付されます。

9) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

10) 関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。
受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、自動けいぞく投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

② 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

③ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

詳細は、前記「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

④ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

⑤ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(2021年3月11日から2022年3月10日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

米国株式インデックス・ファンド

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 （2021年 3月10日現在）	第5期 （2022年 3月10日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	111,434	192,140
コール・ローン	44,819,807	104,796,905
親投資信託受益証券	6,856,776,712	24,223,862,572
流動資産合計	6,901,707,953	24,328,851,617
資産合計	6,901,707,953	24,328,851,617
負債の部		
流動負債		
未払解約金	30,308,595	58,806,183
未払受託者報酬	909,008	2,920,484
未払委託者報酬	12,726,053	40,886,734
未払利息	122	283
その他未払費用	302,942	973,443
流動負債合計	44,246,720	103,587,127
負債合計	44,246,720	103,587,127
純資産の部		
元本等		
元本	※1 4,419,525,420	※1 13,135,140,947
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,437,935,813	11,090,123,543
(分配準備積立金)	1,188,128,069	1,297,479,413
元本等合計	6,857,461,233	24,225,264,490
純資産合計	6,857,461,233	24,225,264,490
負債純資産合計	6,901,707,953	24,328,851,617

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 自 2020年 3月11日 至 2021年 3月10日	第5期 自 2021年 3月11日 至 2022年 3月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,988,452,535	1,147,565,860
営業収益合計	1,988,452,535	1,147,565,860
営業費用		
支払利息	25,028	58,391
受託者報酬	1,568,197	4,485,141
委託者報酬	21,954,731	62,791,965
その他費用	522,768	1,495,312
営業費用合計	24,070,724	68,830,809
営業利益又は営業損失（△）	1,964,381,811	1,078,735,051
経常利益又は経常損失（△）	1,964,381,811	1,078,735,051
当期純利益又は当期純損失（△）	1,964,381,811	1,078,735,051
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	586,791,380	540,366,717
期首剰余金又は期首欠損金（△）	82,598,397	2,437,935,813
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,291,809,507	10,203,711,710
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,291,809,507	10,203,711,710
剰余金減少額又は欠損金増加額	314,062,522	2,089,892,314
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	314,062,522	2,089,892,314
分配金	※1 －	※1 －
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,437,935,813	11,090,123,543

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	第4期 （2021年 3月10日現在）	第5期 （2022年 3月10日現在）
1 期首元本額	2,412,703,160円	4,419,525,420円
期中追加設定元本額	4,795,729,809円	11,845,719,548円
期中一部解約元本額	2,788,907,549円	3,130,104,021円
2 受益権の総数	4,419,525,420口	13,135,140,947口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　分	第4期 自 2020年 3月11日 至 2021年 3月10日	第5期 自 2021年 3月11日 至 2022年 3月10日
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（74,125,862円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,102,771,369円）、収益調整金（1,249,807,744円）及び分配準備積立金（11,230,838円）より分配対象収益は2,437,935,813円（１万口当たり5,516円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（142,980,527円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（395,387,807円）、収益調整金（9,792,644,130円）及び分配準備積立金（759,111,079円）より分配対象収益は11,090,123,543円（１万口当たり8,443円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（4）附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

区　分	第4期 （2021年 3月10日現在）	第5期 （2022年 3月10日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券　　（単位：円）

種　類	第4期 （2021年 3月10日現在） 当計算期間の損益に含まれた評価差額	第5期 （2022年 3月10日現在） 当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,739,213,740	1,089,434,729
合計	1,739,213,740	1,089,434,729

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当する事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第4期 （2021年 3月10日現在）	第5期 （2022年 3月10日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.5516円 （15,516円）	1.8443円 （18,443円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当する事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	米国株式インデックス・マザーファンド	6,091,141,988	24,223,862,572	
合計		6,091,141,988	24,223,862,572	

（注）親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第２　信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

＜参考＞

当ファンドは「米国株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「米国株式インデックス・マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表　　**（単位：円）**

区　分	注記番号	（2021年 3月10日現在） 金　額	（2022年 3月10日現在） 金　額
資産の部			
流動資産			
預金		187,426,913	1,801,579,455
金銭信託		365,443	883,894
コール・ローン		146,984,675	482,091,651
株式		13,931,870,847	29,974,325,973
投資証券		324,461,385	820,008,071
派生商品評価勘定		2,216,457	3,969,017
未収配当金		18,438,787	39,175,332
差入委託証拠金		73,544,540	299,171,807
流動資産合計		14,685,309,047	33,421,205,200
資産合計		14,685,309,047	33,421,205,200
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,122,151	49,311,664
未払解約金		135,810,000	321,207,000
未払利息		401	1,302
その他未払費用		1	64
流動負債合計		136,932,553	370,520,030
負債合計		136,932,553	370,520,030
純資産の部			
元本等			
元本	1	4,368,599,000	8,310,588,256
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		10,179,777,494	24,740,096,914
元本等合計		14,548,376,494	33,050,685,170
純資産合計		14,548,376,494	33,050,685,170
負債純資産合計		14,685,309,047	33,421,205,200

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月11日から、翌年3月10日までであります。

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 外国先物の評価においては、個別法に基づき、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定しております。 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	（2021年 3月10日現在）	（2022年 3月10日現在）
1 期首元本額	9,234,864,601円	4,368,599,000円
期中追加設定元本額	3,229,816,795円	4,860,791,772円
期中一部解約元本額	8,096,082,396円	918,802,516円
元本の内訳		
ファンド名		

欧米株式インデックス・ファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	130,204,980円	93,357,541円
世界分散ファンドＶＡ２５Ａ＜適格機関投資家限定＞	457,775,524円	325,620,972円
米国株式インデックス・ファンド２＜適格機関投資家限定＞	1,161,950,157円	1,145,686,668円
米国株式インデックス・ファンド／為替ヘッジ付き＜適格機関投資家限定＞	559,699,895円	654,781,087円
米国株式インデックス・ファンド	2,058,968,444円	6,091,141,988円
計	4,368,599,000円	8,310,588,256円
2 受益権の総数	4,368,599,000口	8,310,588,256口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。 デリバティブ取引には、株価指数先物取引、為替予約取引があり、株価指数先物取引はファンド資金の流出入等に伴う組入比率やキャッシュ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、効率的な運用に資する目的として、また為替予約取引は保有外貨建資産の売却代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払い目的に関連して利用しております。これらは、それぞれの取引種類により、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク及びカウンターパーティーリスク等の信用リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

区　分	（2021年 3月10日現在）	（2022年 3月10日現在）

1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券　　（単位：円）

種　類	（2021年 3月10日現在）	（2022年 3月10日現在）
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,593,469,663	1,008,152,634
投資証券	12,509,031	82,489,279
合計	3,605,978,694	1,090,641,913

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

（単位：円）

区　分	種　類	（2021年 3月10日現在）			
		契約額等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MINI S&P 500	251,210,623	—	252,314,508	1,103,885
合　計		251,210,623	—	252,314,508	1,103,885

（単位：円）

区　分	種　類	（2022年 3月10日現在）			
		契約額等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MINI S&P 500	2,227,803,805	—	2,182,275,680	△45,528,125
合　計		2,227,803,805	—	2,182,275,680	△45,528,125

(注) 1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2．株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

4．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

5．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

通貨関連

（単位：円）

区　分	種　類	（2021年 3月10日現在）			
		契約額等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	37,000,000	—	37,009,579	△9,579
合　計		37,000,000	—	37,009,579	△9,579

（単位：円）

区　分	種　類	（2022年 3月10日現在）			
		契約額等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	148,000,000	—	148,201,592	201,592
	売建				
	アメリカ・ドル	70,000,000	—	70,016,114	△16,114

合　　計	218,000,000	―	218,217,706	185,478

(注) 1．時価の算定方法

(1)対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

3．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

4．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当する事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	（2021年 3月10日現在）	（2022年 3月10日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	3.3302円 （33,302円）	3.9769円 （39,769円）

(3) 附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式

通貨	銘　柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	APA CORPORATION	2,732	38.70	105,728.40	
	BAKER HUGHES COMPANY	6,517	33.81	220,339.77	
	CHEVRON CORPORATION	14,095	166.27	2,343,575.65	
	CONOCOPHILLIPS	9,662	96.21	929,581.02	
	COTERRA ENERGY INC	6,056	25.46	154,185.76	
	DEVON ENERGY CORPORATION	4,642	58.94	273,599.48	
	DIAMONDBACK ENERGY	1,176	130.05	152,938.80	
	EOG RESOURCES INC	4,295	113.77	488,642.15	
	EXXON MOBIL CORPORATION	30,990	82.79	2,565,662.10	
	HALLIBURTON CO	6,286	34.84	219,004.24	
	HESS CORP	2,048	96.70	198,041.60	
	KINDER MORGAN INC	14,419	18.33	264,300.27	
	MARATHON OIL CORP	5,417	23.40	126,757.80	
	MARATHON PETROLEUM CORP	4,549	75.43	343,131.07	
	OCCIDENTAL PETROLEUM	6,557	57.50	377,027.50	
	ONEOK INC NEW	3,300	66.61	219,813.00	
	PHILLIPS 66	3,251	79.35	257,966.85	

PIONEER NATURAL RESOURCES CO	1,669	230.40	384,537.60	
SCHLUMBERGER LTD	10,367	42.56	441,219.52	
VALERO ENERGY CORP	3,029	87.14	263,947.06	
WILLIAMS COS	8,963	32.50	291,297.50	
AIR PRODUCTS & CHEMICALS	1,630	227.00	370,010.00	
ALBEMARLE CORP	869	187.13	162,615.97	
AMCOR PLC	11,381	11.09	126,215.29	
AVERY DENNISON CORP	597	165.80	98,982.60	
BALL CORP	2,241	86.41	193,644.81	
CELANESE CORPORATION	733	138.61	101,601.13	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	1,505	92.34	138,971.70	
CORTEVA INC	5,398	51.53	278,158.94	
DOW INC	5,483	59.80	327,883.40	
DUPONT DE NEMOURS INC	3,837	72.49	278,144.13	
EASTMAN CHEMICAL CO	919	108.71	99,904.49	
ECOLAB INC	1,845	165.02	304,461.90	
FMC CORP	970	120.00	116,400.00	
FREEPORT MCMORAN INC	10,803	46.99	507,632.97	
INT'L FLAVORS FRAGRANCES	1,891	120.82	228,470.62	
INT'L PAPER CO	2,579	42.17	108,756.43	
LINDE PLC	3,752	292.77	1,098,473.04	
LYONDELLBASELL INDU CL A	1,973	98.37	194,084.01	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	471	373.42	175,880.82	
MOSAIC CO/THE	2,767	57.72	159,711.24	
NEWMONT CORPORATION	5,862	75.97	445,336.14	
NUCOR CORP	2,104	130.01	273,541.04	
PACKAGING CORP OF AMERICA	756	147.65	111,623.40	
PPG INDUSTRIES	1,766	122.03	215,504.98	
SEALED AIR CORP	927	64.41	59,708.07	
SHERWIN-WILLIAMS CO	1,775	241.71	429,035.25	
VULCAN MATERIALS CO	1,000	176.77	176,770.00	
WESTROCK COMPANY	1,929	42.49	81,963.21	
3M CO	4,247	146.60	622,610.20	
ALLEGION PLC W/I	726	114.54	83,156.04	
AMETEK INC	1,606	130.51	209,599.06	
BOEING CO	4,062	178.56	725,310.72	
CARRIER GLOBAL CORP	6,437	44.59	287,025.83	
CATERPILLAR	3,967	209.78	832,197.26	
CUMMINS ENGINE CO	1,065	198.44	211,338.60	
DEERE & CO	2,070	368.86	763,540.20	
DOVER CORP	1,074	151.20	162,388.80	
EATON CORP PLC	2,943	149.12	438,860.16	
EMERSON ELECTRIC CO	4,412	94.39	416,448.68	
FASTENAL CO	4,334	54.76	237,329.84	
FORTIVE CORPORATION	2,663	58.49	155,758.87	
FORTUNE BRANDS HOME & SECURITY INC	885	84.97	75,198.45	
GENERAC HOLDINGS INC	474	311.20	147,508.80	

GENERAL DYNAMICS CORP	1,702	236.81	403,050.62	
GENERAL ELECTRIC CO	8,078	91.25	737,117.50	
GRAINGER (WW)	303	487.41	147,685.23	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	5,061	185.40	938,309.40	
HOWMET AEROSPACE INC	2,804	33.98	95,279.92	
HUNTINGTON INGALLS IND	261	208.15	54,327.15	
IDEX CORP	540	191.94	103,647.60	
ILLINOIS TOOL WORKS	2,083	207.77	432,784.91	
INGERSOLL-RAND INC	2,840	48.57	137,938.80	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	5,273	62.81	331,197.13	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	1,454	255.53	371,540.62	
LOCKHEED MARTIN CORPORATION	1,800	448.72	807,696.00	
MASCO CORP	1,765	54.11	95,504.15	
NORDSON CORP	400	222.45	88,980.00	
NORTHROP GRUMMAN CORP	1,094	449.92	492,212.48	
OTIS WORLDWIDE CORP	3,139	75.26	236,241.14	
PACCAR INC	2,572	87.32	224,587.04	
PARKER HANNIFIN CORP	956	278.08	265,844.48	
PENTAIR PLC	1,311	55.52	72,786.72	
QUANTA SERVICES INC	1,010	118.72	119,907.20	
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	10,958	98.52	1,079,582.16	
ROCKWELL AUTOMATION INC	863	271.04	233,907.52	
ROPER TECHNOLOGIES INC	784	443.29	347,539.36	
SMITH (A.O.) CORP	816	67.68	55,226.88	
SNAP-ON	416	207.69	86,399.04	
STANLEY BLACK & DECKER INC	1,217	152.66	185,787.22	
TEXTRON	1,551	70.03	108,616.53	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	1,775	150.97	267,971.75	
TRANSDIGM GROUP INC	390	633.93	247,232.70	
UNITED RENTALS INC	511	315.79	161,368.69	
WABTEC CORPORATION	1,321	92.91	122,734.11	
XYLEM INC	1,284	85.59	109,897.56	
CINTAS CORP	606	374.16	226,740.96	
COPART INC	1,618	115.90	187,526.20	
EQUIFAX INC	917	225.05	206,370.85	
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	927	125.63	116,459.01	
LEIDOS HOLDINGS INC	1,016	102.89	104,536.24	
NIELSEN HOLDINGS PLC	2,264	18.14	41,068.96	
REPUBLIC SERVICES INC	1,423	125.77	178,970.71	
ROBERT HALF INTERNATIONAL INC	865	112.17	97,027.05	
ROLLINS	1,388	32.72	45,415.36	
VERISK ANALYTICS INC	1,115	187.27	208,806.05	
WASTE MANAGEMENT (NEW)	2,862	149.98	429,242.76	
ALASKA AIR GROUP INC	987	48.63	47,997.81	
AMERICAN AIRLINES GROUP	4,174	14.30	59,688.20	
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	998	101.59	101,386.82	
CSX CORP	16,297	34.61	564,039.17	
DELTA AIR LINES INC	4,873	32.76	159,639.48	

EXPEDITORS INTL WASH INC	1,197	100.82	120,681.54	
FEDEX CORP	1,805	216.72	391,179.60	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	580	199.37	115,634.60	
NORFOLK SOUTHERN CORP	1,788	263.79	471,656.52	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	692	306.87	212,354.04	
SOUTHWEST AIRLINES CO	4,225	40.66	171,788.50	
UNION PACIFIC CORP	4,702	253.67	1,192,756.34	
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	2,509	34.90	87,564.10	
UNITED PARCEL SERVICE -CL B	5,343	206.78	1,104,825.54	
APTIV PLC	2,011	104.61	210,370.71	
BORGWARNER INC	1,755	37.46	65,742.30	
FORD MOTOR COMPANY	28,886	16.37	472,863.82	
GENERAL MOTORS CO	10,707	42.28	452,691.96	
TESLA INC	5,959	858.97	5,118,602.23	
DR HORTON INC	2,453	82.65	202,740.45	
GARMIN LTD	1,177	110.72	130,317.44	
HASBRO INC	928	89.93	83,455.04	
LENNAR CORP-CL A	2,039	87.50	178,412.50	
MOHAWK INDUSTRIES INC	328	136.86	44,890.08	
NEWELL BRANDS INC	2,253	22.57	50,850.21	
NIKE B	9,380	126.95	1,190,791.00	
NVR INC	25	4,814.16	120,354.00	
PULTE GROUP INC	1,690	47.67	80,562.30	
PVH CORP	574	75.36	43,256.64	
RALPH LAUREN CORP	297	108.64	32,266.08	
TAPESTRY INC	1,838	35.88	65,947.44	
UNDER ARMOUR INC CLASS A	1,375	15.26	20,982.50	
UNDER ARMOUR INC CLASS C	629	13.76	8,655.04	
VF CORP	2,478	53.49	132,548.22	
WHIRLPOOL CORP	397	196.40	77,970.80	
BOOKING HOLDINGS INC	302	2,035.47	614,711.94	
CAESARS ENTERTAINMENT INC	1,499	77.59	116,307.41	
CARNIVAL CORP	5,313	17.27	91,755.51	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	208	1,420.63	295,491.04	
DARDEN RESTAURANTS	933	128.56	119,946.48	
DOMINO'S PIZZA INC	252	397.19	100,091.88	
EXPEDIA GROUP INC	1,090	174.68	190,401.20	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	2,078	138.52	287,844.56	
LAS VEGAS SANDS CORP	2,597	38.77	100,685.69	
MARRIOTT INT'L A	2,030	159.47	323,724.10	
MCDONALD'S CORP	5,468	222.47	1,216,465.96	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	2,786	40.28	112,220.08	
NORWEGIAN CRUISE LINE HOLDINGS LTD	2,519	17.31	43,603.89	
PENN NATIONAL GAMING INC	1,264	43.83	55,401.12	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	1,689	68.06	114,953.34	
STARBUCKS CORP	8,681	87.60	760,455.60	
WYNN RESORTS LTD	806	77.27	62,279.62	

YUM! BRANDS INC	2,179	116.02	252,807.58	
ACTIVISION BLIZZARD INC	5,739	80.83	463,883.37	
ALPHABET INC-CL A	2,199	2,668.40	5,867,811.60	
ALPHABET INC-CL C	2,053	2,677.32	5,496,537.96	
CHARTER COMMUNICATION-A	915	557.75	510,341.25	
COMCAST CORP-CL A	33,512	46.12	1,545,573.44	
DISCOVERY INC-A	1,423	25.37	36,101.51	
DISCOVERY INC-C	2,157	25.31	54,593.67	
DISH NETWORK CORP-A	1,544	30.94	47,771.36	
DISNEY (WALT) CO NEW	13,341	133.65	1,783,024.65	
ELECTRONIC ARTS	2,093	125.52	262,713.36	
FOX CORP	1,210	37.43	45,290.30	
FOX CORPORATION-CLASS A	2,076	40.87	84,846.12	
INTERPUBLIC GROUP OF COS	2,693	33.78	90,969.54	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	951	109.90	104,514.90	
MATCH GROUP INC	1,958	98.93	193,704.94	
META PLATFORMS, INC-A	17,343	198.50	3,442,585.50	
NETFLIX INC	3,252	358.79	1,166,785.08	
NEWS CORP - CLASS A	3,156	21.13	66,686.28	
NEWS CORP - CLASS B	1,000	21.52	21,520.00	
OMNICOM GROUP	1,446	76.89	111,182.94	
PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	4,536	33.74	153,044.64	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	794	158.32	125,706.08	
TWITTER INC	6,000	34.37	206,220.00	
ADOVANCE AUTO PARTS	495	204.88	101,415.60	
AMAZON COM INC	3,195	2,785.58	8,899,928.10	
AUTOZONE INC	156	1,884.56	293,991.36	
BATH & BODY WORKS INC	1,701	47.69	81,120.69	
BEST BUY COMPANY INC	1,673	101.74	170,211.02	
CARMAX INC	1,149	101.89	117,071.61	
DOLLAR GENERAL CORP	1,733	207.22	359,112.26	
DOLLAR TREE INC	1,671	147.75	246,890.25	
EBAY INC	4,665	53.06	247,524.90	
ETSY INC	878	144.72	127,064.16	
GENUINE PARTS CO	1,000	121.51	121,510.00	
HOME DEPOT	7,733	317.20	2,452,907.60	
LKQ CORP	2,090	45.09	94,238.10	
LOWE'S COMPANIES	5,084	225.88	1,148,373.92	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	502	674.70	338,699.40	
POOL CORP	278	456.74	126,973.72	
ROSS STORES INC	2,681	88.57	237,456.17	
TARGET CORP	3,591	216.00	775,656.00	
TJX COMPANIES INC	8,894	61.19	544,223.86	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	793	224.85	178,306.05	
ULTA BEAUTY INC	386	373.31	144,097.66	
COSTCO WHOLESALE CORP	3,237	527.65	1,708,003.05	
KROGER CO	5,014	55.34	277,474.76	
SYSCO CORP	3,801	79.76	303,167.76	

WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	5,329	48.12	256,431.48	
WALMART INC	10,398	139.46	1,450,105.08	
ALTRIA GROUP INC	13,533	51.00	690,183.00	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND	4,168	81.78	340,859.04	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	1,454	64.24	93,404.96	
CAMPBELL SOUP CO (US)	1,242	42.63	52,946.46	
COCA-COLA CO	28,544	58.96	1,682,954.24	
CONAGRA BRANDS INC	3,338	31.18	104,078.84	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	1,234	214.72	264,964.48	
GENERAL MILLS	4,517	64.11	289,584.87	
HORMEL FOODS CORP	1,924	49.91	96,026.84	
JM SMUCKER CO	746	129.34	96,487.64	
KELLOGG CO	1,762	62.19	109,578.78	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	930	53.32	49,587.60	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	1,705	98.31	167,618.55	
MOLSON COORS BEVERAGE COMPANY-B	1,136	52.48	59,617.28	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	10,287	61.29	630,490.23	
MONSTER BEVERAGE CORP	2,617	76.68	200,671.56	
PEPSICO INC	10,144	157.40	1,596,665.60	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC-W/I	11,431	93.81	1,072,342.11	
THE HERSHEY COMPANY	1,097	204.88	224,753.36	
THE KRAFT HEINZ CO/THE	4,840	38.18	184,791.20	
TYSON FOODS INC-CL A	2,195	90.64	198,954.80	
CHURCH & DWIGHT CO INC	1,881	97.06	182,569.86	
CLOROX CO	863	137.27	118,464.01	
COLGATE-PALMOLIVE CO	6,249	75.54	472,049.46	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	1,717	277.68	476,776.56	
KIMBERLY-CLARK CORP	2,530	123.56	312,606.80	
PROCTER & GAMBLE CO	17,704	148.77	2,633,824.08	
ABBOTT LABORATORIES	12,955	118.39	1,533,742.45	
ABIOMED INC	321	306.74	98,463.54	
ALIGN TECHNOLOGY	544	442.05	240,475.20	
AMERISOURCEBERGEN CORP	1,036	145.83	151,079.88	
ANTHEM INC	1,785	465.37	830,685.45	
BAXTER INTERNATIONAL	3,702	79.74	295,197.48	
BECTON DICKINSON	2,110	264.84	558,812.40	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	10,509	42.07	442,113.63	
CARDINAL HEALTH INC	2,196	53.19	116,805.24	
CENTENE CORP	4,314	82.85	357,414.90	
CERNER CORP	2,031	93.10	189,086.10	
CIGNA CORP	2,445	231.26	565,430.70	
CVS HEALTH CORPORATION	9,685	103.60	1,003,366.00	
DAVITA INC	366	112.50	41,175.00	
DENTSPLY SIRONA INC	1,549	51.31	79,479.19	
DEXCOM INC	717	412.24	295,576.08	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	4,606	105.91	487,821.46	
HCA HEALTHCARE INC	1,767	264.36	467,124.12	

HENRY SCHEIN INC	867	85.58	74,197.86	
HOLOGIC INC	1,896	71.16	134,919.36	
HUMANA	950	429.17	407,711.50	
IDEXX LABORATORIES	629	529.92	333,319.68	
INTUITIVE SURGICAL INC COM NEW	2,627	278.82	732,460.14	
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	719	265.63	190,987.97	
MCKESSON CORP	1,136	276.53	314,138.08	
MEDTRONIC PLC	9,876	103.58	1,022,956.08	
MOLINA HEALTHCARE INC	400	312.25	124,900.00	
QUEST DIAGNOSTICS INC	859	135.58	116,463.22	
RESMED INC	1,080	245.23	264,848.40	
STERIS PLC	690	228.65	157,768.50	
STRYKER CORP	2,471	249.69	616,983.99	
TELEFLEX	336	343.10	115,281.60	
THE COOPER COS INC	376	386.73	145,410.48	
UNITED HEALTH GROUP INC	6,899	485.57	3,349,947.43	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	452	151.26	68,369.52	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	1,577	117.64	185,518.28	
ABBVIE INC	12,952	148.84	1,927,775.68	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	2,279	133.26	303,699.54	
AMGEN INC	4,136	231.46	957,318.56	
BIOGEN INC	1,092	202.27	220,878.84	
BIO-RAD LABORATORIES-A	151	554.27	83,694.77	
BIO-TECHNE CORP	256	418.30	107,084.80	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	16,313	68.13	1,111,404.69	
CATALENT INC	1,302	98.69	128,494.38	
CHARLES RIVER LABORATORIES	388	268.49	104,174.12	
DANAHER CORP	4,665	264.82	1,235,385.30	
GILEAD SCIENCES INC	9,239	59.00	545,101.00	
ILLUMINA INC	1,154	324.71	374,715.34	
INCYTE CORP	1,232	72.01	88,716.32	
IQIVA HOLDINGS INC	1,423	219.21	311,935.83	
JOHNSON & JOHNSON	19,271	169.36	3,263,736.56	
LILLY (ELI) & CO	5,821	262.79	1,529,700.59	
MERCK & CO	18,529	77.79	1,441,370.91	
METTLER TOLEDO INTERNATIONAL	172	1,388.29	238,785.88	
MODERNA INC	2,590	142.49	369,049.10	
ORGANON & CO	1,565	36.46	57,059.90	
PERKINELMER INC	951	172.58	164,123.58	
PFIZER	41,139	48.75	2,005,526.25	
REGENERON PHARMACEUTICALS	778	623.43	485,028.54	
THERMO ELECTRON CORP	2,888	541.70	1,564,429.60	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	1,873	239.24	448,096.52	
VIATRIS INC	8,417	10.28	86,526.76	
WATERS CORPORATION	416	321.08	133,569.28	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	507	372.40	188,806.80	
ZOETIS INC	3,484	189.58	660,496.72	
BANK OF AMERICA CORP	52,746	41.04	2,164,695.84	

CITIGROUP INC	14,591	55.95	816,366.45	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	3,040	47.85	145,464.00	
COMERICA	1,024	88.23	90,347.52	
FIFTH THIRD BANCORP	4,804	44.74	214,930.96	
FIRST REPUBLIC BANK/CA	1,343	164.80	221,326.40	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	10,163	14.71	149,497.73	
JPMORGAN CHASE & CO	21,643	133.44	2,888,041.92	
KEYCORP	7,069	23.32	164,849.08	
M & T BANK CORP	972	173.21	168,360.12	
PEOPLE'S UNITED FINANCIAL IN	2,609	20.39	53,197.51	
PNC BANK CORP	3,113	186.75	581,352.75	
REGIONS FINANCIAL CORP	6,842	22.45	153,602.90	
SIGNATURE BANK	454	306.49	139,146.46	
SVB FINANCIAL GROUP	436	538.94	234,977.84	
TRUIST FINANCIAL CORPORATION	9,847	58.52	576,246.44	
US BANCORP	9,946	54.51	542,156.46	
WELLS FARGO COMPANY	29,226	49.16	1,436,750.16	
ZIONS BANCORPORATION	1,123	65.13	73,140.99	
AMERICAN EXPRESS	4,611	168.65	777,645.15	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	777	274.52	213,302.04	
BANK NEW YORK MELLO CORP	5,618	52.18	293,147.24	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	13,396	325.40	4,359,058.40	
BLACKROCK INC	1,049	693.25	727,219.25	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	3,144	131.91	414,725.04	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	812	115.08	93,444.96	
CME GROUP INC	2,638	230.09	606,977.42	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	2,192	107.00	234,544.00	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	241	414.96	100,005.36	
FRANKLIN RESOURCES INC	2,164	28.54	61,760.56	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	2,494	333.59	831,973.46	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	4,145	128.78	533,793.10	
INVESCO LTD	2,208	20.07	44,314.56	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	243	348.44	84,670.92	
MOODY'S CORPORATION	1,193	323.31	385,708.83	
MORGAN STANLEY	10,530	87.40	920,322.00	
MSCI INC	611	488.13	298,247.43	
NASDAQ INC	887	168.67	149,610.29	
NORTHERN TRUST CORP	1,430	108.03	154,482.90	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	1,396	95.88	133,848.48	
S&P GLOBAL INC	2,617	391.51	1,024,581.67	
SCHWAB (CHARLES) CORP	11,022	79.39	875,036.58	
STATE STREET CORP	2,713	83.58	226,752.54	
SYNCHRONY FINANCIAL	3,915	36.20	141,723.00	
T ROWE PRICE GROUP INC	1,554	138.88	215,819.52	
AFLAC	4,512	60.39	272,479.68	
ALLSTATE CORP	2,120	122.42	259,530.40	
AMERICAN INT'L GROUP	6,139	58.28	357,780.92	
AON PLC	1,619	291.00	471,129.00	

ARTHUR J GALLAGHER & CO	1,545	155.94	240,927.30	
ASSURANT INC	367	168.77	61,938.59	
BROWN & BROWN INC	1,812	63.54	115,134.48	
CHUBB LTD	3,157	203.94	643,838.58	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	1,129	121.36	137,015.44	
EVEREST RE GROUP LTD	303	275.48	83,470.44	
GLOBE LIFE INC	622	97.45	60,613.90	
HARTFORD FINANCIAL SVCS	2,344	67.89	159,134.16	
LINCOLN NATIONAL CORP	1,315	62.27	81,885.05	
LOEWS CORP	1,396	61.03	85,197.88	
MARSH & MCLENNAN COS	3,695	152.32	562,822.40	
METLIFE INC	5,294	64.44	341,145.36	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	1,667	66.17	110,305.39	
PROGRESSIVE CORP	4,290	104.10	446,589.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	2,807	106.89	300,040.23	
TRAVELERS COS INC/THE ST.PAUL TRAVELERS	1,820	171.37	311,893.40	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	926	225.06	208,405.56	
WR BERKLEY CORP	1,085	91.68	99,472.80	
CBRE GROUP INC-A	2,472	87.77	216,967.44	
ACCENTURE PLC-CL A	4,631	309.42	1,432,924.02	
ADOBE INC	3,492	450.87	1,574,438.04	
AKAMAI TECHNOLOGIES	1,117	109.18	121,954.06	
ANSYS INC	599	312.33	187,085.67	
AUTODESK INC	1,629	204.88	333,749.52	
AUTOMATIC DATA PROCESS	3,100	209.70	650,070.00	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	902	147.07	132,657.14	
CADENCE DESIGN SYS INC	2,078	150.89	313,549.42	
CERIDIAN HCM HOLDING INC	968	66.04	63,926.72	
CITRIX SYSTEMS INC	867	101.92	88,364.64	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	3,893	87.96	342,428.28	
DXC TECHNOLOGY CO	1,815	29.98	54,413.70	
EPAM SYSTEMS INC	425	198.41	84,324.25	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	4,491	91.98	413,082.18	
FISERV INC	4,385	96.27	422,143.95	
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	613	230.25	141,143.25	
FORTINET INC	1,005	287.43	288,867.15	
GARTNER INC	568	283.20	160,857.60	
GLOBAL PAYMENTS INC	2,150	128.10	275,415.00	
IBM CORP	6,580	126.22	830,527.60	
INTUIT CORP	2,082	464.74	967,588.68	
JACK HENRY & ASSOCIATES, INC.	458	177.05	81,088.90	
MASTERCARD INC-CLASS A	6,358	328.13	2,086,250.54	
MICROSOFT CORP	54,971	288.50	15,859,133.50	
NORTONLIFELOCK INC	4,344	27.73	120,459.12	
ORACLE CORP	11,818	76.10	899,349.80	
PAYCHEX INC	2,390	122.30	292,297.00	
PAYCOM SOFTWARE INC	365	311.21	113,591.65	

PAYPAL HOLDINGS INC	8,628	100.22	864,698.16	
PTC INC	708	109.30	77,384.40	
SALESFORCE COM INC COM	7,183	203.16	1,459,298.28	
SERVICENOW INC	1,464	559.58	819,225.12	
SYNOPSYS INC	1,141	307.79	351,188.39	
TYLER TECHNOLOGIES INC	283	418.65	118,477.95	
VERISIGN INC	656	209.59	137,491.04	
VISA INC-CLASS A SHARES	12,288	199.76	2,454,650.88	
AMPHENOL CORP-CL A	4,479	74.91	335,521.89	
APPLE INC	114,139	162.95	18,598,950.05	
ARISTA NETWORKS	1,544	120.61	186,221.84	
CDW CORP/DE	950	171.00	162,450.00	
CISCO SYSTEMS	30,941	55.92	1,730,220.72	
CORNING	5,710	37.63	214,867.30	
F5 INC	475	199.60	94,810.00	
HEWLETT-PACKARD CO	8,554	36.05	308,371.70	
HP ENTERPRISE CO	9,198	16.37	150,571.26	
IPG PHOTONICS CORP	266	114.15	30,363.90	
JUNIPER NETWORKS INC	2,099	33.69	70,715.31	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	1,264	151.05	190,927.20	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	1,265	221.70	280,450.50	
NETAPP INC	1,699	80.78	137,245.22	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	1,420	90.39	128,353.80	
TE CONNECTIVITY LTD	2,426	130.43	316,423.18	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	353	441.42	155,821.26	
TRIMBLE INC	1,781	67.71	120,591.51	
WESTERN DIGITAL CORP	2,354	47.77	112,450.58	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	402	399.11	160,442.22	
AT & T INC	52,433	23.26	1,219,591.58	
LUMEN TECHNOLOGIES INC	7,074	10.62	75,125.88	
T MOBILE US INC	4,327	121.96	527,720.92	
VERIZON COMMUNICATIONS	30,342	53.08	1,610,553.36	
AES CORPORATION	4,307	21.96	94,581.72	
ALLIANT ENERGY CORP	2,021	59.75	120,754.75	
AMEREN CORPORATION	1,767	86.74	153,269.58	
AMERICAN ELECTRIC POWER	3,771	95.01	358,282.71	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	1,245	153.79	191,468.55	
ATMOS ENERGY CORP	927	112.18	103,990.86	
CENTERPOINT ENERGY INC	4,424	28.38	125,553.12	
CMS ENERGY CORP	2,031	65.22	132,461.82	
CONSOLIDATED EDISON	2,733	88.38	241,542.54	
CONSTELLATION ENERGY	2,209	51.33	113,387.97	
DOMINION ENERGY INC	6,062	81.00	491,022.00	
DTE ENERGY	1,307	125.03	163,414.21	
DUKE ENERGY CORP	5,688	105.33	599,117.04	
EDISON INTERNATIONAL	2,617	65.47	171,334.99	
ENTERGY CORP	1,408	107.98	152,035.84	
EVERGY INC	1,596	63.37	101,138.52	

	EVERSOURCE ENERGY	2,598	84.19	218,725.62	
	EXELON CORP	7,302	43.55	318,002.10	
	FIRSTENERGY CORP	4,124	44.08	181,785.92	
	NEXTERA ENERGY INC	14,416	80.32	1,157,893.12	
	NISOURCE INC	2,638	29.65	78,216.70	
	NRG ENERGY INC	1,533	37.90	58,100.70	
	PINNACLE WEST CAPITAL	735	73.25	53,838.75	
	PPL CORPORATION	5,211	26.69	139,081.59	
	PUBLIC SV ENTERPRISE CO	3,840	65.82	252,748.80	
	SEMPRA ENERGY	2,402	152.30	365,824.60	
	SOUTHERN CO	7,855	67.12	527,227.60	
	WEC ENERGY GROUPINC	2,167	92.60	200,664.20	
	XCEL ENERGY INC	4,074	69.84	284,528.16	
	ADVANCED MICRO DEVICES	11,992	111.05	1,331,711.60	
	ANALOG DEVICES	3,948	153.62	606,491.76	
	APPLIED MATERIALS	6,629	128.62	852,621.98	
	BROADCOM INC	3,014	597.02	1,799,418.28	
	ENPHASE ENERGY INC	998	179.87	179,510.26	
	INTEL CORP	29,780	47.63	1,418,421.40	
	KLA CORPORATION	1,118	339.56	379,628.08	
	LAM RESEARCH CORP	1,035	517.31	535,415.85	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	4,121	70.88	292,096.48	
	MICRON TECHNOLOGY	8,214	79.44	652,520.16	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	327	418.16	136,738.32	
	NVIDIA CORP	18,312	230.14	4,214,323.68	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	1,952	183.35	357,899.20	
	QORVO INC	704	129.36	91,069.44	
	QUALCOMM	8,206	157.11	1,289,244.66	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC.	1,233	134.16	165,419.28	
	SOLAREDGE TECHNOLOGIES INC	333	326.98	108,884.34	
	TERADYNE INC	1,221	111.75	136,446.75	
	TEXAS INSTRUMENTS	6,760	172.46	1,165,829.60	
アメリカ・ドル　小計		2,085,763		258,377,087.95 (29,974,325,973)	
合計		2,085,763		29,974,325,973 (29,974,325,973)	

（注）１．通貨種類毎の小計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。
　　２．合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

② 株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考

投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE	1,085	208,547.85	
		AMERICAN TOWER CORP	3,351	781,151.61	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	974	238,104.04	
		BOSTON PROPERTIES INC	1,101	136,546.02	
		CROWN CASTLE INTL CORP	3,192	555,280.32	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	2,114	286,341.30	
		DUKE REALTY CORP	2,683	145,874.71	
		EQUINIX INC	666	468,997.20	
		EQUITY RESIDENTIAL PPTY	2,367	207,775.26	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	502	171,869.74	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	922	182,528.34	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	416	49,670.40	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	4,210	135,688.30	
		HOST HOTELS AND RESORTS INC	5,149	93,042.43	
		IRON MOUNTAIN INC	2,055	104,989.95	
		KIMCO REALTY CORP	4,466	106,871.38	
		MID AMERICA APARTMENT COMM	888	187,989.60	
		PROLOGIS INC	5,435	817,858.80	
		PUBLIC STORAGE	1,131	418,051.53	
		REALTY INCOME CORP	3,971	258,790.07	
		REGENCY CENTERS CORP	1,263	86,363.94	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	815	265,844.85	
		SIMON PPTY (SIMON DEBART	2,431	322,277.67	
		UDR INC	1,943	111,275.61	
		VENTAS INC COM	3,022	174,701.82	
		VORNADO REALTY TRUST	991	45,704.92	
		WELLTOWER INC	3,241	287,671.16	
		WEYERHAEUSER CO	5,607	218,616.93	
	アメリカ・ドル　小計		65,991	7,068,425.75 (820,008,071)	
投資証券　小計				820,008,071 (820,008,071)	
合計				820,008,071 (820,008,071)	

（注）１．通貨種類毎の小計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。
　　２．合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
　　３．投資証券における券面総額は、証券数です。

外貨建有価証券の内訳

通　貨	銘　柄　数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の合計額 に対する比率
アメリカ・ドル	株式　477銘柄	97.3%	―	100.0%
	投資証券　28銘柄	―	2.7%	

（注）組入株式時価比率及び組入投資証券時価比率は時価の合計額に対する通貨毎の比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2022年3月31日現在）

Ⅰ 資産総額	29,665,097,339円
Ⅱ 負債総額	106,107,757円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	29,558,989,582円
Ⅳ 発行済口数	14,113,752,230口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.0943円

＜参考情報＞

親投資信託受益証券（米国株式インデックス・マザーファンド）

（2022年3月31日現在）

Ⅰ 資産総額	39,412,605,655円
Ⅱ 負債総額	19,003,793円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	39,393,601,862円
Ⅳ 発行済口数	8,720,655,187口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.5173円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、販売会社を通じて、委託会社に請求することにより行うことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。したがって該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

＜受益権の譲渡＞

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

＜受益権の再分割＞

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

＜償還金＞

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

＜質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて＞

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

① 資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です。

② 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です。

③ 発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です。

④ 最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

② 投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

2022年3月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、123本であり、その純資産総額は2,818,554百万円です(親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。)。

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）ならびに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第24期事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表ならびに第25期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

１．財務諸表

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

期別 / 科目		前事業年度（2020年3月31日現在） 金額		構成比	当事業年度（2021年3月31日現在） 金額		構成比
（資産の部）				%			%
流動資産							
預金			3,114,127			3,455,294	
有価証券			21,254			22,281	
前払金			39,342			59,450	
前払費用			9,920			20,090	
未収入金			902,862			795,709	
未収還付法人税等			-			592	
未収委託者報酬			660,964			651,298	
未収収益			40,244			41,992	
流動資産計			4,788,718	65.6		5,046,710	70.1
固定資産							
有形固定資産			69,492			4,695	
建物附属設備	※１	59,016			-		
器具備品	※１	10,475			4,695		
無形固定資産			0			0	
ソフトウェア		0			0		
投資その他の資産			2,445,819			2,149,769	
長期差入保証金		69,819			55,283		
繰延税金資産		2,369,725			2,088,211		
その他投資		6,275			6,275		
固定資産計			2,515,312	34.4		2,154,465	29.9
資産合計			7,304,030	100.0		7,201,176	100.0

（単位：千円）

期別 / 科目	前事業年度（2020年3月31日現在） 金額		構成比	当事業年度（2021年3月31日現在） 金額		構成比
（負債の部）			%			%
流動負債						
預り金		137,851			141,855	
未払金		350,943			300,612	
未払手数料	140,557			163,883		
その他未払金	210,386			136,728		
未払費用		11,122			11,026	
未払法人税等		3,635			-	
未払消費税等		72,142			79,008	
賞与引当金		67,981			76,891	
流動負債計		643,675	8.8		609,394	8.5
固定負債						
退職給付引当金		96,989			81,500	
固定負債計		96,989	1.3		81,500	1.1
負債合計		740,665	10.1		690,894	9.6

（純資産の部）			%			%
株主資本		6,563,364	89.9		6,510,281	90.4
資本金	310,000			310,000		
利益剰余金						
利益準備金	77,500			77,500		
その他利益剰余金						
別途積立金	31,620			31,620		
繰越利益剰余金	6,144,244			6,091,161		
純資産合計		6,563,364	89.9		6,510,281	90.4
負債・純資産合計		7,304,030	100.0		7,201,176	100.0

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

期別	前事業年度 自　2019年4月 1日 至　2020年3月31日			当事業年度 自　2020年4月 1日 至　2021年3月31日		
科目	金額		構成比	金額		構成比
			%			%
営業収益						
委託者報酬		2,392,782			2,468,063	
投資顧問収入		2,907,674			2,871,928	
その他営業収益　※		66,452			78,227	
営業収益計		5,366,908	100.0		5,418,219	100.0
営業費用						
支払手数料		520,256			631,100	
広告宣伝費		30,443			28,458	
公告費		1,140			1,140	
調査費		632,099			527,766	
調査費	369,545			268,033		
委託調査費	261,450			259,021		
図書費	1,102			711		
委託計算費		265,563			242,239	
営業雑経費		39,755			38,381	
通信費	4,801			4,038		
印刷費	15,648			11,238		
協会費	16,300			18,183		
諸会費	-			5		
その他	3,005			4,915		
営業費用計		1,489,258	27.7		1,469,086	27.1
一般管理費						
給料		1,322,366			1,307,873	
役員報酬	197,080			235,947		
給料・手当	848,305			800,039		
賞与	253,121			210,310		
賞与引当金繰入額	23,858			61,576		
交際費		10,725			728	
旅費交通費		8,872			801	
租税公課		8,801			6,244	
不動産賃借料		97,021			91,686	
退職給付費用		106,349			71,604	

固定資産減価償却費		22,666			20,149	
福利厚生費		126,755			126,174	
事務手数料　※		1,057,318			1,306,329	
諸経費		186,258			202,081	
一般管理費計		2,947,135	54.9		3,133,675	57.8
営業利益		930,515	17.3		815,458	15.1
営業外収益						
為替差益		166			123	
有価証券運用益		3,384			1,026	
雑収入		63			36	
営業外収益計		3,614	0.1		1,186	0.0
営業外費用						
為替差損		289			656	
有価証券運用損		4,123			-	
雑損失		490			193	
営業外費用計		4,903	0.1		849	0.0
経常利益		929,225	17.3		815,794	15.1
特別利益						
事業再構築費用戻入		-			102	
特別利益計		-	0.0		102	0.0
特別損失						
事業再構築費用		102,351			-	
事務処理損失		-			8,806	
固定資産除却損		-			45,130	
特別損失計		102,351	1.9		53,937	1.0
税引前当期純利益		826,874	15.4		761,960	14.1
法人税,住民税及び事業税		530	0.0		530	0.0
法人税等調整額		292,691	5.5		281,513	5.2
当期純利益		533,652	9.9		479,916	8.9

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）　　（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金				
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,100,591	6,209,711	6,519,711	6,519,711
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△ 490,000	△ 490,000	△ 490,000	△ 490,000
当期純利益	-	-	-	533,652	533,652	533,652	533,652
当期変動額合計	-	-	-	43,652	43,652	43,652	43,652
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,144,244	6,253,364	6,563,364	6,563,364

当事業年度（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）　　（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金				
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,144,244	6,253,364	6,563,364	6,563,364
当期変動額							

剰余金の配当	-	-	-	(533,000)	(533,000)	(533,000)	(533,000)
当期純利益	-	-	-	479,916	479,916	479,916	479,916
当期変動額合計	-	-	-	△ 53,083	△ 53,083	△ 53,083	△ 53,083
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,091,161	6,200,281	6,510,281	6,510,281

［重要な会計方針］

1.有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2.固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 ①リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備　9～10年 器具備品　3～ 7年
3.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4.引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括損益処理しております。
5.その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

(会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、個別注記表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産　2,088,211千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生および金額によって見積もっております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合や将来の税法の改正等により、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の収束時期が不透明であることから、当社が顧客から収受する等顧問料等に一定の影響があるとの仮定を基に今後の業績見通し等を勘案し、繰延税金資産を計上しております。

なお、当該金額は現時点での最善の見積もりではあるものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や経済への影響等により、翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （2020年3月31日現在）	当事業年度 （2021年3月31日現在）
※1．有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　68,147千円 器具備品　46,953千円	※1．有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　- 千円 器具備品　52,734千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

（損益計算書関係）

前事業年度 自　2019年4月 1日 至　2020年3月31日	当事業年度 自　2020年4月 1日 至　2021年3月31日
※移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額65,925千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額1,057,318千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。	※移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額77,977千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額1,306,329千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

1．発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2．当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	490,000千円	79,032.25円	2019年3月31日	2019年6月27日

3．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	533,000千円	利益剰余金	85,967.74円	2020年3月31日	2020年6月25日

当事業年度（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

1．発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2．当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	533,000千円	85,967.74円	2020年3月31日	2020年6月25日

3．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	479,000千円	利益剰余金	77,258.06円	2021年3月31日	2021年6月25日

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね６か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

2020年3月31日現在

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	3,114,127	3,114,127	—
(2)未収入金	902,862	902,862	—
(3)未収委託者報酬	660,964	660,964	—
(4)預り金	137,851	137,851	—
(5)未払手数料	140,557	140,557	—
(6)その他未払金	210,386	210,386	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）未収入金、(3)未収委託者報酬、(4)預り金、(5)未払手数料及び(6)その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものはありません。

（注3）社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

2021年3月31日現在

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	3,455,294	3,455,294	―
(2)未収入金	795,709	795,709	―
(3)未収委託者報酬	651,298	651,298	―
(4)預り金	141,855	141,855	―
(5)未払手数料	163,883	163,883	―
(6)その他未払金	136,728	136,728	―

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）未収入金、(3)未収委託者報酬、(4)預り金、(5)未払手数料及び(6)その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものはありません。

（注3）社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度 （2020年3月31日現在）	当事業年度 （2021年3月31日現在）
売買目的の有価証券	売買目的の有価証券
貸借対照表計上額　21,254千円	貸借対照表計上額　22,281千円
当事業年度の損益に含まれた評価差額　△4,123千円	当事業年度の損益に含まれた評価差額　1,026千円

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 自　2019年4月 1日 至　2020年3月31日	当事業年度 自　2020年4月 1日 至　2021年3月31日
該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

前事業年度 自　2019年4月 1日 至　2020年3月31日	当事業年度 自　2020年4月 1日 至　2021年3月31日
2011年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。 また、2000年9月29日より退職給付信託を設定しております。	同左

２．退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自　2019年4月 1日 至　2020年3月31日
退職給付債務の期首残高	502,405
勤務費用	57,391
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	△53,802
退職給付の支払額	△85,470
退職給付債務の期末残高	420,524

(単位：千円)

	当事業年度 自　2020年4月 1日 至　2021年3月31日
退職給付債務の期首残高	420,524
勤務費用	55,967
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	25,944
退職給付の支払額	△ 51,930
退職給付債務の期末残高	450,505

３．年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自　2019年4月 1日 至　2020年3月31日
年金資産の期首残高	396,905
期待運用収益	2,938
数理計算上の差異の発生額	△ 28,742
事業主からの拠出額	54,241
退職給付の支払額	△ 85,470
年金資産の期末残高	339,872

(単位：千円)

	当事業年度 自　2020年4月 1日 至　2021年3月31日
年金資産の期首残高	339,872
期待運用収益	2,511
数理計算上の差異の発生額	25,875
事業主からの拠出額	52,607
退職給付の支払額	△ 51,930
年金資産の期末残高	368,935

４．退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自　2019年4月 1日 至　2020年3月31日
積立型制度の退職給付債務	420,524
年金資産	△ 399,872
	80,651
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	80,651
未認識数理計算上の差異	△25,059
未認識過去勤務費用	△8,721
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	96,989

(単位：千円)

	当事業年度 自　2020年4月 1日 至　2021年3月31日
積立型制度の退職給付債務	450,505
年金資産	△ 368,935
	81,570
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	81,570
未認識数理計算上の差異	△69
未認識過去勤務費用	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	81,500

５．退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 自　2019年4月 1日 至　2020年3月31日
確定給付制度に係る退職給付費用	86,784
(1)勤務費用	57,391

(2)利息費用	-
(3)期待運用収益（減算）	2,938
(4)過去勤務費用の費用処理額	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	20,411
(6)その他	3,198

(単位：千円)

	当事業年度 自　2020年4月 1日 至　2021年3月31日
確定給付制度に係る退職給付費用	52,417
(1)勤務費用	55,966
(2)利息費用	-
(3)期待運用収益（減算）	2,510
(4)過去勤務費用の費用処理額	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	25,059
(6)その他	15,300

６．年金資産に関する事項

前事業年度（2020年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	97.7%
その他	2.3%
合計	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

当事業年度（2021年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	97.9%
その他	2.1%
合計	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

７．退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (2020年3月31日現在)
(1)割引率	0.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年

	当事業年度 (2021年3月31日現在)

(1)割引率	0.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年

８．確定拠出制度

前事業年度（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は19,564千円であります。

当事業年度（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は19,186千円であります。

（税効果会計関係）

前事業年度 自　2019年4月 1日 至　2020年3月31日		当事業年度 自　2020年4月 1日 至　2021年3月31日	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	（単位： 千円）		（単位： 千円）
繰延税金資産		繰延税金資産	
連結納税適用に伴う影響額	612,589	連結納税適用に伴う影響額	-
賞与引当金繰入超過額	17,497	賞与引当金繰入超過額	21,034
退職給付引当金	31,083	退職給付引当金	26,660
繰越欠損金	1,652,186	(注) 繰越欠損金	1,987,863
その他	56,367	その他	52,654
繰延税金資産 合計	2,369,725	繰延税金資産　合計	2,088,211
繰延税金負債との相殺	-	繰延税金負債との相殺	-
繰延税金資産の純額	2,369,725	繰延税金資産の純額	2,088,211

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2020年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）	合計 （千円）
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	-	1,652,186	1,652,186
繰延税金資産	-	-	-	-	-	1,652,186	(*2) 1,652,186

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金1,652,186千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産1,652,186千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

当事業年度（2021年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）	合計 （千円）

税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	-	1,987,863	1,987,863
繰延税金資産	-	-	-	-	-	1,987,863	(*2) 1,987,863

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金1,987,863千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産1,987,863千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

前事業年度（2020年3月31日現在）	当事業年度（2021年3月31日現在）
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳
法定実効税率 30.6% 交際費等永久に損金に算入されない項目 5.1% その他 △ 0.3% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 35.4%	法定実効税率 30.6% 交際費等永久に損金に算入されない項目 6.8% その他 △ 0.4% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.0%

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動は有りません。

当事業年度（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動は有りません。

（セグメント情報）

1.セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2.セグメント関連情報

1．商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域に関する情報

①営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。
また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

Ⅰ関連当事者との取引

(1)親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

前事業年度 自　2019年4月 1日 至　2020年3月31日											
種　類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	ｽﾃｰﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ・ﾊﾞﾝｸ ・ ｱﾝﾄﾞ ・ ﾄﾗｽﾄ ・ ｶﾝﾊﾟﾆｰ	米国 ﾏｻﾁｭｰｾｯﾂ州ﾎﾞｽﾄﾝ市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問ｻｰﾋﾞｽの提供並びに受入れ	ソフトウェア使用料の支払	309,576	前払金	694
								投資顧問料の支払	189,363		
							ソフトウェアの使用契約	人件費等の支払	129,383	未払金	18,808
							人件費等及び事務手数料の支払	事務手数料の受取	65,925		
								事務手数料の支払	1,057,318		
	ｽﾃｰﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務ｻｰﾋﾞｽの受入れ	投資信託計理業務委託	37,991	前払金	38,648
							兼職社員の人件費支払等	人件費等の支払	138,065		
	ｽﾃｰﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰｽﾞ・ﾕﾅｲﾃｯﾄﾞ･ｷﾝｸﾞﾀﾞﾑ	英国 ﾛﾝﾄﾞﾝ	62百万ﾎﾟﾝﾄﾞ	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問ｻｰﾋﾞｽの受入れ	投資顧問料の支払	13,752	-	-
	ｽﾃｰﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰｽﾞ・ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ市	136万ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙﾄﾞﾙ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問ｻｰﾋﾞｽの受入れ及びＥＴＦ商品の紹介	紹介料の受取	526	-	-
								投資顧問料の支払	22,050		

(注)　上記の金額のうち、ｽﾃｰﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1．ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2．人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3．役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4．投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5．ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

当事業年度 自　2020年4月 1日 至　2021年3月31日

種　類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	ｽﾃｰﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ・ﾊﾞﾝｸ・ｱﾝﾄﾞ・ﾄﾗｽﾄ・ｶﾝﾊﾟﾆｰ	米国ﾏｻﾁｭｰｾｯﾂ州ﾎﾞｽﾄﾝ市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問ｻｰﾋﾞｽの提供並びに受入れ	ソフトウェア使用料の支払	210,494	前払金	170
								投資顧問料の支払	182,861		
							ソフトウェアの使用契約	人件費等の支払	178,279	未払金	19,408
							人件費等及び事務手数料の支払	事務手数料の受取	77,977		
								事務手数料の支払	1,306,329		
	ｽﾃｰﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務ｻｰﾋﾞｽの受入れ	投資信託計理業務委託	38,231	前払金	59,280
							兼職社員の人件費支払等	人件費等の支払	122,715		
	ｽﾃｰﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰｽﾞ・ﾕﾅｲﾃｯﾄﾞ・ｷﾝｸﾞﾀﾞﾑ	英国ﾛﾝﾄﾞﾝ	62百万ﾎﾟﾝﾄﾞ	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問ｻｰﾋﾞｽの受入れ	投資顧問料の支払	17,282	-	-
	ｽﾃｰﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰｽﾞ・ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ市	136万ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙﾄﾞﾙ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問ｻｰﾋﾞｽの受入れ及びＥＴＦ商品の紹介	紹介料の受取	249	-	-
								投資顧問料の支払	21,878		

(注)　上記の金額のうち、ｽﾃｰﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1．ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2．人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3．役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4．投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5．ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

Ⅱ親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク（非上場）
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
1株当たり純資産 1,058,607円22銭 1株当たり当期純利益 86,073円06銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり純資産 1,050,045円38銭 1株当たり当期純利益 77,405円89銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
当期純利益 (千円)	533,652	479,916
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益 (千円)	533,652	479,916
期中平均株式数 (株)	6,200	6,200

（重要な後発事象）

前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
該当事項はありません。

当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

期別 科目	第25期中間会計期間末 (2021年9月30日現在)		
	金額		構成比
(資産の部)			%
流動資産			
預金		3,625,319	
有価証券		22,985	
前払金		85,688	
前払費用		28,325	
未収入金		710,965	
未収委託者報酬		700,370	
未収収益		359,443	
流動資産計		5,533,098	73.1

固定資産			
有形固定資産		621	
建物附属設備 ※1	0		
器具備品 ※1	621		
無形固定資産		0	
ソフトウェア	0		
投資その他の資産		2,032,054	
長期差入保証金	73,744		
繰延税金資産	1,952,035		
その他投資	6,275		
固定資産計		2,032,676	26.9
資産合計		7,565,774	100.0
（負債の部）			%
流動負債			
預り金		33,016	
未払金		309,581	
未払手数料	179,583		
その他未払金	129,998		
未払費用		11,202	
未払法人税等		199,687	
未払消費税等 ※2		49,024	
賞与引当金		243,734	
流動負債計		846,247	11.2
固定負債			
退職給付引当金		83,215	
固定負債計		83,215	1.1
負債合計		929,463	12.3
（純資産の部）			%
株主資本		6,636,311	87.7
資本金	310,000		
利益剰余金	6,326,311		
利益準備金	77,500		
その他利益剰余金			
別途積立金	31,620		
繰越利益剰余金	6,217,191		
純資産合計		6,636,311	87.7
負債・純資産合計		7,565,774	100.0

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

期別	第25期中間会計期間 自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日		
科目	金額		構成比
			%
営業収益			
委託者報酬		1,329,971	
投資顧問収入		1,519,331	
その他営業収益 ※1		74,653	
営業収益計		2,923,956	100.0
営業費用・一般管理費			
営業費用		937,049	
支払手数料	357,549		
その他営業費用	579,500		

一般管理費　※2		1,064,685	
営業費用・一般管理費計		2,001,735	68.5
営業利益		922,221	31.5
営業外収益		748	0.0
営業外費用		470	0.0
経常利益		922,499	31.5
特別損失		2,326	0.1
税引前中間純利益		920,172	31.5
法人税,住民税及び事業税		180,085	6.2
法人税等調整額		135,057	4.6
中間純利益		605,030	20.7

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間　（自　2021年4月1日　至　2021年9月30日）　(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,091,161	6,200,281	6,510,281	6,510,281
当中間期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-479,000	-479,000	-479,000	-479,000
中間純利益	-	-	-	605,030	605,030	605,030	605,030
当中間期変動額合計	-	-	-	126,030	126,030	126,030	126,030
当中間期末残高	310,000	77,500	31,620	6,217,191	6,326,311	6,636,311	6,636,311

[重要な会計方針]

	第25期中間会計期間 自　2021年4月 1日 至　2021年9月30日
1.資産の評価基準及び評価方法	有価証券 売買目的有価証券 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2.固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品　　3～ 7年
3.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4.引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括費用処理しております。
5.収益の計上方法	(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託約款に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資信託約款毎に、日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。 (2) 投資顧問収入 投資顧問収入は、投資顧問契約に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資顧問契約毎に、計算基礎額に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。
6.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

［会計方針の変更］

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和２年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。ただし、これによる具体的な会計方針の変更は無く、したがって、収益認識会計基準等の適用にともなう当中間会計期間における中間貸借対照表、中間損益計算書および中間株主資本等変動計算書への影響は有りません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年７月４日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。ただし、これによる具体的な会計方針の変更は無く、したがって、時価算定会計基準等の適用にともなう当中間会計期間における中間貸借対照表、中間損益計算書および中間株主資本等変動計算書への影響は有りません。

注 記 事 項

（中間貸借対照表関係）

第25期中間会計期間末
(2021年9月30日現在)

※1．有形固定資産の減価償却累計額
器具備品　　30,152千円

※2．消費税等の取扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

第25期中間会計期間
自　2021年4月 1日
至　2021年9月30日

※1．当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当中間会計期間に、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額74,529千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額107,178千円は、損益計算書の一般管理費に含まれております。

※2．減価償却実施額
有形固定資産　　1,952千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第25期中間会計期間
自　2021年4月 1日
至　2021年9月30日

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
普通株式	6,200	―	―	6,200

2．当中間会計期間中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株あたりの配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日定時株主総会	普通株式	479,000千円	77,258.06円	2021年3月31日	2021年6月25日

（金融商品関係）

第25期中間会計期間末
(2021年9月30日現在)

1.金融商品の時価等に関する事項
預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

（有価証券関係）

第25期中間会計期間末 (2021年9月30日現在)
売買目的の有価証券 貸借対照表計上額　22,985千円 当中間会計期間の損益に含まれた評価差額　703千円

（資産除去債務関係）

第25期中間会計期間末 (2021年9月30日現在)
当中間会計期間において、本社オフィスの一部解約等に伴う原状回復費用の精算が行われたことから、資産除去債務の総額は、期中において20,679千円減少し、14,661千円となりました。

（デリバティブ取引関係）

第25期中間会計期間末 (2021年9月30日現在)
当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第25期中間会計期間末 (2021年9月30日現在)

（セグメント情報）

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

（セグメント関連情報）

1.商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。
また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

第25期中間会計期間
自　2021年4月 1日
至　2021年9月30日

当社は、「（セグメント情報等）」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

(1) 収益の分解情報

損益計算書に記載のとおりです。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5.収益の計上方法」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（１株当たり情報）

第25期中間会計期間 自　2021年4月 1日 至　2021年9月30日
1株当たり純資産額　　1,070,372円81銭 1株当たり中間純利益　　97,585円49銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 注）１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第25期中間会計期間 自　2021年4月 1日 至　2021年9月30日	
中間純利益（千円）	605,030
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式にかかる中間純利益（千円）	605,030
期中平均株式数（株）	6,200

（重要な後発事象）

第25期中間会計期間 自　2021年4月 1日 至　2021年9月30日
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

① 名　　称

三井住友信託銀行株式会社

② 資本金の額

342,037百万円（2021年12月末現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社

名　　称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2021年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(1)　名　　称	(2)　資本金の額	(3)　事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (2021年12月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,144百万円 (2021年12月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495百万円 (2021年12月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円 (2021年12月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945百万円 (2021年12月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196百万円 (2021年12月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円 (2021年12月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社中国銀行	15,100百万円 (2021年12月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ＰＷＭ日本証券株式会社	3,000百万円 (2021年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、受益権の設定に係る振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第３【その他】

(1) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
(2) 目論見書の表紙および裏表紙に、委託会社の名称および本店の所在地、当ファンドの基本的形態等を記載すること、委託会社および当ファンドのロゴマークを表示し、図案を採用することがあります。
(3) 目論見書の表紙等に、以下のような別称を使用することがあります。
交付目論見書　「投資信託説明書（交付目論見書）」
請求目論見書　「投資信託説明書（請求目論見書）」
(4) 目論見書の表紙裏に、以下の事項を記載することがあります。
「当ファンドは、有価証券などの値動きのある証券に投資します（また、外国証券にはこの他に為替変動もあります。）ので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではありません。」
(5) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。
(6) 目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載することがあります。
(7) 目論見書に投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

２０２１年6月３０日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　伊　藤　雅　人

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの第２４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の２０２１年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2022年４月20日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　榊原　康太

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国株式インデックス・ファンドの2021年３月11日から2022年３月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国株式インデックス・ファンドの2022年３月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２１年１２月２４日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　伊　藤　雅　人

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの第２５期事業年度の中間会計期間（２０２１年４月１日から２０２１年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の２０２１年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２１年４月１日から２０２１年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。